

川崎市（総務企画局・宮前区役所）
川崎市交通局

保有個人情報の漏えい等の報告遅延に関する個人情報保護委員会からの指導について

本市における保有個人情報の漏えい等（そのおそれがある場合を含みます。以下同じ。）に関し、国機関である個人情報保護委員会への報告が遅れたため、令和7年6月10日（火）及び同月16日（月）、同委員会から文書で指導を受けました。

本市としては、個人情報保護委員会による指導を真摯に受け止め、再発防止に向け、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、事務事故が発生した際の所属長への報告等、組織共有が速やかに行われるよう徹底を図ってまいります。

1 事案の概要

特定の保有個人情報の漏えい等が発生した場合等には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）等に規定する期日までに個人情報保護委員会に報告する必要がありますが、次の2つの事案について、事務事故が発生した際に所属長への報告を適切に行わなかつたため、個人情報保護委員会への報告が遅延したものです。

（1）令和7年3月、交通局企画管理部庶務課において、市バスのドライブレコーダー映像を保存していたU.S.Bメモリの所在不明が判明しました。当該ドライブレコーダーの映像に含まれる個人を識別し得る人数は、車両前方を撮影したカメラに映る歩行者等を中心とした延べ約220人です。当時の担当職員らから所属長への報告がなく、組織改編後の同年5月14日（水）、当該業務を引き継いだ同部職員課の担当職員が当該U.S.Bメモリの所在不明に気づき、局内を捜索するも発見に至りませんでした。そのため、個人情報保護委員会への報告が同年6月3日（火）となり、漏えい等の事態を知った後30日以内という所定の期日を経過してしまいました。（令和7年6月4日（水）に報道発表済（詳細別紙））

（2）令和7年4月24日（木）、宮前区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、市民の方1人から受理した障害児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書の所在不明が判明しました。事務処理の過程で所在不明に気づき、申請者へのサービス提供に影響がないよう対応を行いながら申請書の捜索を継続する中で、所属長への報告が遅れ、引き続き捜索するも発見には至らず、個人情報保護委員会への報告が同年6月5日（木）となり、漏えい等の事態を知った後30日以内という所定の期日を経過してしまいました。

2 個人情報保護委員会からの指導について

（1）指導の宛人

上記1（1）については交通事業管理者、（2）については市長

(2) 指導の趣旨

法の規定に沿った適正な取扱いがなされておらず、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていなかった。

(3) 指導の内容

ア 今後、個人情報保護委員会へ報告を要する事態が生じた場合には、同事態を知った後、速やかに、また、確報については法等に規定された期間内に所定の事項を報告すること。

イ 上記アの報告が可能となるよう、漏えい等事案に対する体制の整備を行うこと。

3 今後の対応

職員一人ひとりが、個人情報は市民の皆様からお預かりした大切なものであるという意識と責任感を強く持って業務に取り組むよう、情報セキュリティの重要性についての研修等を徹底し、個人情報の管理体制を強化するとともに、事務事故発生時に所属長への報告等、組織共有が速やかに行われるよう徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

問合せ先

(個人情報保護委員会への報告に関すること)

川崎市総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当 山口

電話 044-200-3656

(USBメモリの所在不明事案に関すること)

川崎市交通局企画管理部職員課 石井
電話 044-200-3202

(障害児通所給付費等支給申請書の所在不明事案に関すること)

川崎市宮前区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 山田
電話 044-856-3244

交通局における個人情報を含むU S Bメモリの所在不明について

交通局企画管理部職員課（昨年度においては同局庶務課）では、所掌する業務の遂行のため、市バスのドライブレコーダー映像をU S Bメモリに保存して使用していました。

令和7年5月14日（水）、担当職員が運行上の確認のため当該映像を視聴しようとしたところ、歩行者等約220人分の個人を識別し得るドライブレコーダー映像を保存したU S Bメモリ（1点）がないことが判明し、現時点においても発見に至っておりませんので、御報告いたします。

なお、現時点では、個人情報の漏えいは確認されておりません。

1 所在不明のU S Bメモリに保存されていた情報

令和4年10月3日（月）の生田線2ダイヤの合計7時間19分27秒のドライブレコーダー映像（午前5時26分04秒から午前8時57分34秒まで及び午前10時00分08秒から午後1時48分05秒まで）。

なお、当該ドライブレコーダー映像に含まれる個人を識別し得る人数は、車両前方を撮影したカメラに映る歩行者等を中心とした延べ約220人です。

※ 当該ドライブレコーダー映像の再生には、対応した特別な再生用ソフトウェアが必要であるため、一般的なパーソナルコンピュータでは再生できないことから、業務上は事務室外に持ち出すことは考えにくく、事務室内で所在不明になった可能性が高いと考えられます。

※ 同日の生田線2ダイヤは、鷺ヶ峰営業所を中心に、生田駅、宮前平駅、溝口駅南口方面などに運行していました。

※ 当該ドライブレコーダー映像は、営業所に保存されていた元データから再取得ができたため、業務への支障はない見込みです。

2 所在不明となった時期

令和7年3月6日から同月31日までの期間中

※ 調査の結果、上記の期間中に所在不明となったことは判明しましたが、日付の特定には至りませんでした。

3 経過

令和7年3月 6日	所在不明のU S Bメモリを使用した最後の形跡
3月中	旧担当職員らが当該U S Bメモリの所在不明を覚知（所属長への報告なし）
4月 1日	組織改編による担当の変更
5月 14日	当該U S Bメモリの所在不明を現担当職員が覚知
5月 15日～現時点	局内を捜索するも発見に至らず

4 原因

U S Bメモリの保管については、川崎市情報セキュリティ基準で所定の場所を定めて保管し、職員に個々に保管させないことや、利用する場合の利用記録の作成などが定められておりましたが、こうした規定によらず、U S Bメモリを交通局企画管理部庶務課の職員が担当個人のデスクで保管しており、利用記録の作成による貸出返却の管理等を怠ったことなどが原因と考えられます。

5 今後の対応

当該U S Bメモリの捜索は、継続して行います。

なお、令和7年度からは、ドライブレコーダー映像の授受をオンライン化し、可搬媒体を使用しておりませんが、その他の業務で使用を継続するU S Bメモリについては、施錠可能な書庫等での保管や利用記録の作成等の可搬媒体の管理に係る川崎市情報セキュリティ基準の規定の遵守を徹底するとともに、情報セキュリティに係るeラーニングの受講などを通じて、職員における情報セキュリティの重要性の啓発に取り組み、情報セキュリティ事故の防止と適切な対応を図ってまいります。

また、事務事故等の発生時に所属長への報告等、組織共有が速やかに行われるよう、併せて徹底を図ります。

問い合わせ
川崎市交通局企画管理部職員課 石井
電話 044-200-3202